

IPアドレス割り当て等に関する規則 改定新旧対照表

変更箇所	旧	新	備考
(付 則)項目8	記述なし	この規則はIPv6割り振り手数料の一部割引適用に伴い、2005年11月24日に改正され、その規則は、2006年1月24日より実施する。ただし、手数料の割引は、定義された条件を満たし、2005年8月11日以降に申請を行ったIPv6アドレス割り振り申請を適用の対象とする。	新規則に追記
別表『手数料・維持料の額および支払い方法』 1.IPアドレス割り振り手数料」注6)	記述なし	注6)原則として、IPv4アドレスで運用を行っている既存のネットワークの情報をもとにIPv6アドレスの割り振りが行われた場合、割り振り手数料から90%の割引が適用される。ただし、手数料の割引の対象となる申請においても、IPv6アドレスの割り振り手数料の最小課金額は、割引前の、最小割り振りサイズの割り振り手数料と同額とする。	新規則に追記